

# 岐阜県公報

号外 (七) 平成十九年 四月 一日

## 目 次

### 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則	(教 職 員 課)	一
岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加 藤 智 子

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「教育職員（免許状授与・検定）申請書」を「教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書」に改め、同項第五号中「第五条第一項別表第一」を「法別表第一」に改める。

第十条第一項第一号中「教育職員（免許状授与・検定）申請書」を「教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（新教育領域追加の申請）

第十二条の二 法第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、法別表第一の規定の適用を受ける場合にあつては第六号及び第七号に掲げる書類を、法別表第七の規定の適用を受ける場合にあつては第五号に掲げる書類を除く。

一 教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書

二 履歴書

三 宣誓書

四 新教育領域を追加する免許状

五 法別表第一第二欄に掲げる基礎資格に関する証明書

六 人物に関する証明書

七 身体に関する証明書

八 単位修得証明書

第二十二条中「教育職員（免許状授与・検定）申請書」を「教育職員（免許状授与・検定・新教育領域追加）申請書」に改める。

第二十三条中「の授与」を削る。

別記第一号様式中「第10条、第10条の2、第11条」を「第10条、第11条、第12条の2」に改める。

別記第二号様式備考中「書きは、特殊教育諸学校」を「書きは、特別支援学校」に改め、同様は職回欄中「特殊教育諸学校の場合に」を「特別支援学校の場合に記入し、担任した特別支援教育領域を（ ）書きで」に改める。

別記第三号様式中「第10条、第10条の2、第11条」を「第10条、第11条、第12条の2」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第9条 第11条、第12条の2、第22条関係)

教育職員 (免許状授与・検定・新教育領域追加) 申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本 籍 地  
住 所  
勤務 (予定) 校  
(ふりがな)  
氏 名  
生 年 月 日

年 月 日

次のとおり免許状の (授与・新教育領域の追加) を申請します。

免許状の種類	
教科又は 特別支援教育領域	

新教育領域の追加を申請する場合は以下の欄についても記入すること。

免許状に定められている 特別支援教育領域	
免許状の番号	第 号 授与年月日 年 月 日

(注) ( ) 内は、申請の種類に応じて不要のものを抹消すること。

別記第五号様式中「第12条」を「第12条の2」に「教 科」を「教科又は特別支援教育領域」に改める。  
別記第六号様式中「第12条」を「第12条の2」に改め、「又は平成16年4月1日前の  
国立の学校」を削る。  
別記第十二号様式及び別記第十三号様式を次のように改める。

第12号様式 (第13条、第22条関係)

免許状書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本 籍 地  
住 所  
勤務 (予定) 校  
(ふりがな)

氏 名  
生 年 月 日

年 月 日

下記のとおり変更したので、免許状の書換を申請します。

(ふりがな) 氏 名	新	
	旧	
本 籍 地 (都道府県名)	新	
	旧	
書 換 事 由		

免許状の種類		教科又は 特別支援 教育領域	
番 号	第 号	授与年月日	年 月 日
根 拠 規 定			
追加した特別 支援教育領域		追加年月日	年 月 日

第13号様式 (第14条、第22条関係)

## 免許状再交付申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本 籍 地

住 所

勤務 (予定) 校

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

次のとおり免許状の再交付を申請します。

再 交 付 の 理 由			
免 許 状 の 氏 名			
免 許 状 の 本 籍 地			
免 許 状 の 種 類			
教 科 又 は 特 別 支 援 教 育 領 域			
番 号	第 号	授与年月日	年 月 日
授 与 の 根 拠 規 定			
出 身 学 校 又 は 教 育 機 関		卒業・修了 年 月 日	年 月 日
追 加 し た 特 別 支 援 教 育 領 域		追加年月日	年 月 日

別記第十五号様式中「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に、「授与年月日」を「授与又は追加年月日」に改める。

別記第十八号様式中「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改める。

別記第二十号様式及び別記第二十一号様式を次のように改める。

第20号様式 (第21条、第22条関係)

## 免許状授与証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙貼付欄

350円

申請者住所

申請者氏名

連絡先

次の免許状の授与証明書を申請します。

氏 名			
本 籍 地	都 道 府 県	生 年 月 日	年 月 日
免 許 状 の 種 類			
教 科 又 は 特 別 支 援 教 育 領 域			
免 許 状 の 番 号	第 号	授 与 年 月 日	年 月 日
追加した特別支援教育領域及び追加年月日 (追加した領域の左欄に を記入してください。)	視 覚 障 害 者		年 月 日
	聴 覚 障 害 者		年 月 日
	知 的 障 害 者		年 月 日
	肢 体 不 自 由 者		年 月 日
	病 弱 者 ( 身 体 虚 弱 者 を 含 む 。 )		年 月 日

第21号様式 (第21条、第22条関係)

第 号

免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日 年 月 日

上の者に次の免許状を授与したことを証明します。

免 許 状 の 種 類			
教 科 又 は 特 別 又 支 援 教 育 領 域			
免 許 状 の 番 号	授 与 年 月 日	年 月 日	
追 加 し た 特 別 支 援 教 育 領 域	追 加 年 月 日	年 月 日	

年 月 日

岐阜県教育委員会



最低修得単位数	4				
特別支援教育に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> </table>	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2
施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2				
施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2				
受けようとする免許状	特別支援学校教諭1種免許状 (聴覚障害者に関する教育領域)				
有することを必要とする免許状	旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による豊学校2種免許状				
最低修得単位数	4				
特別支援教育に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> </table>	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2
施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2				
施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2				
受けようとする免許状	特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域、病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育領域)				
有することを必要とする免許状	旧法第5条第1項別表第1又は第6条第2項別表第7による豊学校2種免許状				
必要とする在職年数	3				
最低修得単位数	4				
特別支援教育に関する科目	<table border="1"> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目</td> <td>2</td> </tr> </table>	施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2	施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2
施行規則第7条第1項の表第2欄に掲げる科目	2				
施行規則第7条第1項の表第3欄に掲げる科目	2				

備考 特別支援教育に関する科目の単位については、付表第6欄備考の規定を準用す

る。

付表付表第十一中「第7条」を「第7条第1項」と改め、  
付表付表第十三中「同法第7条」を「同法第7条第3項」と、「看護師法第7条」を「看護師法第7条第3項」と改め、

規 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の整理にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」とする。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をこの公告による。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員 加 藤 智 子

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの管理運営に関する規則(平成十七年岐阜県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改定する。

第二条を次のように改める。

(職 員)

第一条 アカデミーに、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師又は助教を置かないことがある。

2 アカデミーには、前項のほか、学部長その他必要な職員を置くことができる。

第三条第三項中「及び助教」を「准教授及び助教」と、「教授」を「教授」と改定する。

その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同条第四項中「及び助教」を「又は准教授」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加 藤 智 子

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則（平成十二年岐阜県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（職員）

第二条 アカデミーに、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 アカデミーには、前項のほか、副学長、森林づくりサポートセンター長その他必要な職員を置くことができる。

第三条第四項中「及び助教」を「准教授及び助教」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同条第五項中「及び助教」を「又は准教授」に改め、同条第六項中「教授、助教及び講師の職務を助ける」を「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 加 藤 智 子

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則（平成十五年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（職員）

第二条 アカデミーに、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 アカデミーには、前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

第三条第三項中「及び助教」を「准教授及び助教」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同条第四項中「及び助教」を「又は准教授」に改め、同条第五項中「教授、助教及び講師の職務を助ける」を「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一 号  
岐阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 か 年 四 八、〇〇〇 円（送料共）（消費税二、二八六 円 を 含 む。）